

# 豊岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成18年10月1日豊岡市告示第174号の2

改正 平成29年4月5日豊岡市告示第149号 平成29年6月12日豊岡市告示第218号

平成31年4月25日豊岡市告示第131号 令和3年3月26日豊岡市告示第90号

## (目的)

第1条 この要綱は、高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）に係る成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

## (支援の種類)

第2条 支援の種類は、成年後見制度に係る審判の申立て（以下「申立て」という。）及び申立てに要する費用並びに成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）への報酬に対する支援とする。

## (申立て)

第3条 前条に規定する申立ては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者について、市長が必要があると認めるときに行うものとする。

## (申立て対象者)

第4条 市長が行う申立ての対象者は、市内に住所を有する要支援者のうち配偶者及び2親等内の親族を有しない者で、市長が本人の保護のために申立てを行うことが必要と認めた者とする。

2 市長は、配偶者又は2親等以内の親族を有する者であっても次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、対象者とすることができる。

- (1) 配偶者又は2親等以内の親族と音信不通の状況等にある者
- (2) 配偶者又は2親等以内の親族から虐待を受けている事実がある者

## (申立ての種類)

第5条 市長が行う申立ての種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法（明治29年法律第89号）第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項）
- (4) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項）
- (5) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (6) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項）
- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項）

(申立てに係る費用の負担)

第6条 前条の申立てを行う場合において、申立てに必要な手数料、登記印紙代及び鑑定(診断書の作成)費用は、市が負担するものとする。

(申立てに係る費用の求償)

第7条 申立てに係る費用に関し、本人又は関係人が負担すべき特別の事情があると判断した場合、市が負担した費用の求償権を得るため、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(申立ての手続)

第8条 審判に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(後見人等の報酬への助成)

第9条 市長は、第3条に規定する申立てにより後見人等が選任された者(以下「被後見人等」という。)に対して、民法第862条、第876条の5第2項及び第876条の10第1項の規定に基づく報酬付与の審判(以下「報酬付与の審判」という。)が行われた場合において、後見人等への報酬の全部又は一部を助成することができる。ただし、被後見人等が豊岡市に住所を有しなくなった場合はこの限りでない。

2 助成金の助成対象期間は、報酬付与の審判に係る事務の期間のうち、報酬付与審判に係る事務期間の末日から数えて12箇月前までの期間とする。

3 助成金の額は、次の各号に定める額のうちいずれか低い方の額とする。

(1) 家庭裁判所が決定した報酬の額から、報酬付与の審判に付した財産目録に計上された不動産以外の財産の価額(生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第8の葬祭扶助基準に係る豊岡市の級地区分の成人の上限基準額を超える額。)を控除した額

(2) 後見人等が業務に従事したと認定された期間につき、1月当たりの金額を被後見人等が在宅の月にあっては28,000円(指定介護老人福祉施設等の施設(以下「施設」という。)へ入所中の月にあっては18,000円)とし、当該助成対象期間の月数を乗じて得た額。この場合において、被後見人等の在宅又は施設への入所の判断は、各月の末日の在宅又は施設への入所状態により行うものとする。

(助成金の申請)

第10条 前条に規定する助成を受けようとする後見人等は、報酬付与の審判があった日から2箇月以内に豊岡市成年後見制度報酬助成金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第11条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、速やかに助成の可否を決定し、豊岡市成年後見制度報酬助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知を行うも

のとする。

(助成金の取消し及び返還)

第12条 市長は、後見人等が偽りその他不正な行為により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、すでに交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の豊岡市成年後見制度審判請求手続要綱（平成17年豊岡市告示第37号）の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱による改正後の豊岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年4月5日豊岡市告示第149号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の豊岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条第2項に規定する事務期間は、施行日前の事務期間を含めた期間とする。

附 則（平成29年6月12日豊岡市告示第218号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年4月25日豊岡市告示第131号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日豊岡市告示第90号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。